

平成29年4月13日  
道路局 企画課  
路政課

## 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」について ～「徐行」の標識に英字「SLOW」を併記します～

訪日外国人の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受け、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備するため、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府令・建設省令第3号）を改正します。

### 1. 改正の概要

#### （1）英字を併記する「徐行」の標識の新設

道路管理者又は都道府県公安委員会が設置する「徐行」を表示する規制標識について、「徐行」という日本字の下に「SLOW」という英字を併記した様式を追加します。道路管理者は、この様式の標識を新たに設置することが可能となります。



（従来の徐行の標識）



（英字を併記する徐行の標識）

#### （2）その他の改正

（1）の改正に併せて、警察庁において、都道府県公安委員会が設置する「一時停止」と「前方優先道路」を表示する規制標識についても、日本字の下に英字を併記する様式を追加する改正を行います。

### 2. スケジュール

公布 : 平成29年4月下旬

施行 : 平成29年7月1日

#### 問い合わせ先

国土交通省道路局企画課 課長補佐 川村 顕大（内線37-562）

路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37-332）

代表番号 : 03-5253-8111 FAX : 03-5253-1618

直通番号 : 03-5253-8485（企画課） 03-5253-8480（路政課）